

福島県新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金に係るQ&A

No	分類	質問	回答
1	申請について	新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金とは何ですか？	本事業は、各関係団体が作成した「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」及び国の示す「新しい生活様式」（以下、「業種別ガイドライン等」という。）について、事業協同組合等が、組合員に対する周知、理解促進活動を行い、業種別ガイドライン等に基づいた感染拡大防止対策を徹底してもらうことにより、県内の新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止を図るほか、県内の経済活性を図ることを目的とし、それに要する経費の一部を補助するものです。
2	申請について	どのような事業者が対象となりますか？	本事業の補助対象者は、次の①から③に定める組合及び組合連合会（以下、「事業協同組合等」という。）で主たる事務所が福島県内に所在する事業協同組合等（単独または複数の事業協同組合等）です。 ① 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合、信用協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合及び企業組合 ② 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び連合会 ③ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合及び連合会
3	申請について	補助金の交付額と補助率を教えてください。	補助上限額は50万円で、補助対象経費の10分の10以内となります。なお、申請多数の場合は、補助上限額が50万円未満となる場合がありますのでご了承ください。
4	申請について	複数の組合での申請は可能ですか？	原則として、個別の事業協同組合等の取り組みが対象ですが、複数の事業協同組合等が連携して取り組むことで、効率的・効果的な成果が期待できる場合は共同事業も申請可能です。その際には、補助上限額が100万円～300万円（連携する事業協同組合等数×50万円。最大6事業協同組合等まで。）となります。（事業協同組合等当たりの交付決定額の上限は50万円。） なお、単独事業協同組合等の単独申請と、複数事業協同組合等に参画した共同申請の併願は認められません。

5	申請について	事業対象期間が令和2年5月15日からなのはどのような理由か教えてください。	福島県が令和2年5月15日に「緊急事態措置」を解除したことを受け、それ以降経済活動が活発化したことにより各事業者が「新しい生活様式」の導入促進を図っていることを踏まえ、5月15日からとしております。
6	申請について	申請書提出先はどこになりますか？	福島県中小企業団体中央会です。受付締切（当日消印有効）までに、必要な提出物を全て揃え、郵送等により提出してください。なお持参は受け付けません。 中央会住所 〒960-8053 福島市三河南町1番20号コラッセふくしま10階
7	補助対象事業について	どのような事業が対象となりますか？	<p>具体的には次のとおりです。</p> <p>① 業種別ガイドライン等に基づいた感染拡大防止対策の周知及び理解促進組合員を対象に研修会を開催し、業種別ガイドライン等について周知することや、感染拡大防止の取り組みについてパンフレット、チラシ、ポスターの作成等の広報活動等</p> <p>② 業種別ガイドライン等に基づいた感染拡大防止対策の取り組み事業協同組合等で常時使用する衛生用品・衛生設備で合理的な理由があり購入するもの</p> <p><u>※組合員が使用する場合は一時的な使用に限ります。なお、①の事業実施は必須となります。</u></p>
8	補助対象事業について	業種別ガイドライン等に基づいた感染拡大防止対策の周知及び理解促進の実施は必須となりますが、研修会は必ず行う必要はありますか？	<p>次の取組みのいずれかを行ってもらう必要があります。</p> <p>① 組合員に対する業種別ガイドライン等の周知活動</p> <p>② 組合員を集めた業種別ガイドライン等研修会の開催</p> <p>③ 事業協同組合等及び組合員の感染防止対策の取組を周知するためのポスター等の作成配布や新聞等への広報</p>
9	補助対象事業について	令和2年5月15日以降の研修会開催について	業種別ガイドライン等の研修会を開催するにあたり、5月15日より前に会場を予約し、15日以降に研修会を開催した場合は補助対象となります。ただし、5月15日より前に会場使用料を前金で支払った場合は、補助対象となりません。

10	補助対象事業について	令和2年5月15日以降の外部研修会への参加について	業種別ガイドライン等の外部研修会等の受講について、申込みが15日より前であっても、受講日が15日以降であれば補助対象となります。ただし、5月15日より前に受講料を前金で支払った場合は、補助対象となりません。
11	補助対象経費について	補助下限額がありますか？	補助下限はありません。
12	補助対象経費について	どのような衛生用品・衛生設備が対象となりますか？	<p>次のとおり例示します。</p> <p>①【衛生用品】マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液、アルコール液、体温計等</p> <p>②【衛生設備】アクリル板、透明ビニールシート、フロアマーカ、オゾン発生装置、紫外線照射機等</p> <p>なお、感染防止対策を実施するにあたり必要で、合理的な理由があり購入するものが対象となります。また、マスク・消毒液等の消耗品は、補助対象期間に使用が想定しうる数量のみ補助対象となります。さらに、単価10万円（税抜き）未満の衛生用品等は「消耗品費」、単価10万円（税抜き）以上の衛生設備等は、「備品購入費」となります。</p>
13	補助対象経費について	本事業で購入する消耗品は、原則事業協同組合等で常時使用し、合理的な理由があり購入するもの、組合員が使用する場合は一時的な使用に限る、とありますが、どのようなものなら購入できますか？	<p>感染防止対策として組合で使用する目的で購入するマスク、消毒液等の消耗品は、補助対象期間に使用が想定しうる数量のみ補助対象となります。従いまして、組合員のために購入するマスク、消毒液等は対象となりません。</p> <p>例えば商店街組合がフェイスシールド等を購入し、イベント時に組合員に一時的に貸し出すことが考えられます。</p>

14	補助対象経費について	リモートでの研修会は補助対象となりますか？	リモートでの研修会開催は組合員を集めた研修会とみなされますが、リモートを行うための機器（パソコンやウェブカメラ等）の購入は汎用性があるため対象となりません。
15	補助対象経費について	令和2年5月15日以降の消耗品や備品の購入について	感染防止対策として組合で使用する消耗品や備品について、見積の取得が5月15日より前でも、15日以降に発注したものは補助対象となります。
16	補助対象経費について	インターネットからの購入はできますか？	本事業の申請者（事業協同組合等）名義で購入してください。その場合、見積書、納品書、請求書、領収書等の宛名は本事業の申請者となります。組合の代表者個人や事務局個人、組合員企業等の立て替え払いは認められません。